

入札公告本文において「別表」を参照するよう指定した項目は次のとおりです。
（□が■に着色された項目が本案件において適用されます。）

1 入札に付する工事概要

工 事 番 号	令和7年度 単管海維 第12号	
工 事 名	豊栄排水機場耐震改修ほか工事	
工 事 場 所	四日市市富田浜元町 地内	
工 事 概 要	豊栄排水機場耐震改修ほか工事 ・ ポンプ棟 外壁改修工事、屋上防水改修工事、耐震補強工事 ・ 詰所棟 外壁改修工事、屋根防水改修工事、耐震補強工事、内装改修工事 上記に伴う建築機械設備工事一式	
工 期	契約の日から150日間	
予 定 価 格 (税 込 ・ 円)	32,307,000円	☐ 見積徴収型
そ の 他	☒ 土日完全週休2日制工事試行案件 ☒ 発注者指定型(☒ 月単位 ☐ 対象期間全体) ☐ 受注者希望型	

2 入札方式に関する事項

入 札 執 行 方 式	郵便入札
落 札 者 決 定 方 式	価格競争方式
総 合 評 価 方 式 の 詳 細	☐ 総合評価方式の一括審査対象工事(対象件数 件)
技 術 提 案	☐ 技術提案を求める(対策なし型) ☐ 技術提案を求める(対策あり型) ☐ 技術提案を求めない
そ の 他 の 適 用 する 入 札 方 式 等	☒ 最低制限価格設定工事 ☐ 低入札価格調査対象工事 (四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第6条第3項の適用: ☐ 適用する ☐ 適用しない) ☐ 契約後VE方式 ☐ 一抜け方式試行案件(対象件数 件)

3 競争参加資格に関する事項

事前 条件 審査 項目	入 札 参 加 形 態	☒ 単体 又は 経常建設共同企業体 ☐ 特定建設工事共同企業体(構成員数 者)		
	建設工事の種類及び 建設業の許可区分	建築一式工事	建設業の 許可区分	☒ 一般建設業又は特定建設業 ☐ 特定建設業に限る
	入 札 参 加 資 格 者 名 簿 登 録 業 種	建築一式工事		
	設計業務の受託者	株式会社山田建築設計		
	建設業退職金共済制度への加入	☒ 求める ☐ 求めない		
	地域要件並びに格付け及び 総合点数又は経営事項審査 結果の総合評定値等 (公告本文3(1)コを 参照してください。)	地域要件	格付け及び総合点数 ランク 総合点	経営事項審査結果の総合評 定値(対象業種)
参加 資格 事後 審査 項目		四日市市、川越町内に本店及び建設業法上の主たる営業 所を有する者	B又はC	—
	企 業 要 件 (公告本文3(2)アを参照してください。)	単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成22年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる建築 一式工事(1件 1,000万円以上)(以下、「同種工事」という。)の施工実績を資料提出日において有すること。(公共 工事、民間工事を問いません。) ただし、本工事に経常建設共同企業体で申請する場合は、構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有して いれば足りることとします。		
	主 任 技 術 者 等 の 配 置 可 否 確 認 時 期	☒ 開札日 ☐ 契約日 ☐ 本契約日 ☐ 工事着手日		
	技 術 者 要 件 (公告本文3(2)イを参照してください。)	建設業法第26条の規定による主任技術者として、次のいずれかに該当する者の配置を要する。 (1)次のいずれかの資格を有する者 ・一級建築士 ・一級建築施工管理技士 ・二級建築士 ・二級建築施工管理技士(建築) (2)建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認 定した者(平成元年建設省告示第128号に規定された者(建築工事業))		

4 入札手続等

手続き等	期間・期日	備考(方法・場所等)
特定建設工事共同企業体入札 参加資格審査申請書提出期限	—	
競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 提 出 期 限	令和7年9月1日 (月) 午後 5 時まで	持参、郵便又は民間事業者による信書便のいずれ かによる。
技 術 資 料 に 係 る 質 問 の 受 付 期 限	—	
技 術 資 料 に 係 る 質 問 に 対 す る 回 答 期 限	—	
設 計 図 書 等 に 係 る 質 問 の 受 付 期 限	令和7年9月8日 (月) 午後 5 時まで	持参又はFAXによる(FAXの場合は着信確認をお願 いします)。
設 計 図 書 等 に 係 る 質 問 に 対 す る 回 答 期 限	令和7年9月10日 (水) 午後 5 時までに回答します。	四日市港管理組合ホームページ入札情報に掲載するほか 四日市港管理組合閲覧室にて閲覧に供します。
事前条件確認通知日(予定)	令和7年9月4日 (木)	参加資格がない場合のみ通知します。
総 合 評 価 に 係 る ヒ ア リ ン グ 予 定 日	—	
配 達 指 定 日 (入 札 書 提 出 日)	令和7年9月16日 (火)	「配達日指定郵便」により郵送(一般書留郵便又は 簡易書留郵便のいずれかによる。)してください。
開 札 日 時	令和7年9月17日 (水) 午前10時00分	開札場所:四日市港ポートビル2階特別会議室
参加資格事後審査結果通知日 (予定)	令和7年9月19日 (金)	参加資格がない場合のみ通知します。

5 提出書類等

特定建設工事共同企業体 結成に関する 入札参加資格審査申請 時に提出する書類		☐ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(共同企業体取扱要綱*1 様式第4) ☐ 特定建設工事共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱 様式第5)の写し
参加申請時に提出する書類		☒ 競争参加資格確認申請書 ☐ 参考見積書 ☐ 技術資料届出書等 (提出方法: 紙媒体の持参による) ① 技術資料届出書 ② 技術資料 () ☐ その他
入札時に 提出する 書類 (各様式の添 付資料を含 む)	必ず提出 が必要 (添付資料 を含む)	☒ 工事費内訳書 ☒ 企業要件(施工実績)及び配置予定技術者(資格及び施工実績)届出書(様式第2-1号) ※ (配置予定技術者の届出(記載)の要否: ☒ 必要 ☐ 不要) ※主任(監理)技術者、営業所技術者等の兼任特例を活用する場合はいずれかを合わせて提出すること。 ※法第26条第3項第1号による場合は、専任特例1号の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-2号) ※法第26条第3項第2号による場合は、専任特例2号の監理技術者配置予定届出書(様式第2-3号) ※法第26条の5による場合は、専任特例営業所技術者の主任技術者等配置予定届出書(様式第2-4号) ※法第26条の5による場合は、専任特例営業所技術者の主任技術者配置予定届出書(様式第2-5号) ☒ 業態調書(入札時提出用) ☒ 納税確認書及び納税証明書 ☐ その他
	条件により 提出が必要	☐ 施工体制審査意向確認書(特記事項5(1)参照)

6 その他

四日市港管理組合議会の議決 の要否	☐ 要 ☒ 否
火災保険付保険の要否	☒ 要 ☐ 否
そ の 他	

7 公告に関する問い合わせ先

入 札 事 務 担 当 所 属	四日市港管理組合 経営企画部 総務課	電話059-366-7009/FAX059-366-7048
工 事 担 当 所 属	四日市港管理組合 経営企画部 防災営繕課	電話059-366-7027/FAX059-366-7033
住 所	〒510-0011 三重県四日市市震二丁目1-1 四日市港ポートビル9階 (総務課)、8階(防災営繕課)	

【参考】

※以下は、入札公告本文の抜粋です。詳細は、必ず入札公告本文を確認してください。

3 競争参加資格要件に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を全て満たしている者とし

- (1) 参加申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とし
- ます（経常建設共同企業体にあつては、各構成員がその条件を満たし、エについては共同企業体として満たしている者とし

ます）。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものと

します。なお、別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、その全ての構成員が、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とし

ます。ただし、サについては、落札決定までに満たしていれば足りるものと

します。ア～ケ（略）コ 別表で指定する地域要件並びに格付け及び総合点数又は経営事項審査結果の総合評定値等を満たすこと。

(7) 地域要件において指定する「建設業法上の主たる営業所」とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条の規定により建設業許可申請書に記載された主たる営業所を指し

します。(4) 格付け及び総合点数が記載されている場合、四日市港管理組合建設工事発注標準に定める令和7年度格付け及び総合点数と

します。(7) 経営事項審査結果の総合評定値等が記載されている場合、経営事項審査結果の総合評定値に係る審査基準日は、

令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間内であるものと

します。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、国土交通省通知の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあつては当該通知に定める合併等の期日のものと

します。サ・シ（略）ス 別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

(7) 各構成員が、アで指定する建設工事の種類に対応した許可業種について、特定建設業の許可を有しており、当該業種について

5年以上の営業年数がある者であること。(4) 別表で指定する構成員数であること。

(7) 各構成員の出資比率は、均等割の60％以上（構成員数が2者の場合は30％以上、構成員数が3者の場合は20％以上）であること。また、代表者となる者は、構成員のうちで出資比率が最大であること。

(e) 総合評価方式の一括審査対象工事の場合で、複数の工事に参加を希望するときは、同じ代表者及び構成員で結成された特定建設工事共同企業体であること（異なる構成での参加は認め

ません。）。セ 別表のその他競争参加資格要件欄において指定する条件を満たす者であること。

ソ 本工事の入札に参加しようとする者の間に、四日市港管理組合一般競争入札実施要綱第4条第1項第11号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申請書の提出日から開札日までとする。なお、事前条件審査における確認方法は、参加申請書提出締切日時点において、三重県に届け出た業態調書（新規・変更）を基に作成された資本関係等リストにより行うものとする。

業態調書（新規）を三重県に提出しない者は、競争参加資格要件を満たさないものとして取り扱います。

- (2) 次に掲げる条件を全て満たしている者とし

ます。ア 別表で指定する企業要件を満たすこと。

なお、別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が施工実績を有していることとし

ます。(7) 施工実績は、元請としての施工実績とし、受注形態が単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20％以上のものに限ります。）としてのものであることとし

ます（イ(7)の技術者要件（施工実績）においても同様と

します。）。(4) 施工実績の発注機関を「公共機関等」と指定している場合は、次のいずれかの機関であることとし

ます（以下「公共機関等」において同じ。）。a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人

d 国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人）イ 本工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」とい

います。）であつて、次の(7)から(4)の基準を満たす者を別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあること。ただし、本工事が工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合で、本工事着手時に配置する主任技術者等が工場製作期間に配置する主任技術者等のときは、現地施工期間に配置する主任技術者等は、現場が工場から現地に移行する時点で配置できる状況にあること。

なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」といいます。）が入札時に他の工事（本工事と兼任することができないものに限ります。）に従事している場合において、主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあることとは、主任技術者等の配置可否確認時期の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをい

います。また、本工事の入札に経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体で参加する場合は、全ての構成員が次の基準を満たす者を主任技術者等の配置可否確認時期に配置できる状況にあることとし

ます。(7) 別表で指定する技術者要件（資格及び施工実績）を満たす主任技術者等であること。

別表で施工実績を求めている場合において、本工事の入札に経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが配置する主任技術者等が施工実績を有していれば足りることとし、特定建設工事共同企業体で参加するときは、特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者等が施工実績を有していることとし

ます。また、本工事が工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等が施工実績を有していることとし

ます。配置予定技術者の施工実績とは、次のa又はbをい

います。なお、施工実績として提出する工事が余裕期間設定工事等で、全体工期（契約日から完成日まで）と実工期（現場着手日から完成日まで）が一致しない工事である場合は、次のa及びbに示す「契約日から完成日までの期間」を「実工期」に読み替えて適用することとし

ます。a 主任技術者等としての実績

主任技術者等として、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をい

います。なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地

で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間の主任技術者等として、当該工事の現地施工期間において、完成日を含む現地施工期間2分の1以上の連続した期間に従事した実績をい

ます。ただし、監理技術者補佐として従事した実績は認められ

ません。b 現場代理人としての実績

別表で指定する技術者要件を満たすもののうち、公共機関等が発注した工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をい

います。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「コリンズ」といいます。）に現場代理人として登録された者に限

ります（以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。）。なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地

で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間の主任技術者等として、当該工事の現地施工期間において、完成日を含む現地施工期間2分の1以上の連続した期間に従事した実績をい

ます。なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属企業の変更があつた場合には、変更前の所属企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後の所属企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみな

します。(4) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等（以下「専任特例1号」という。）と同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号」という。）及び同法第26条の5の規定の適用を受ける主任技術者等（以下「専任特例営業所技術者」という。）の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。なお、要件のうち、「同一建設事務所管内」とあるのは「四日市市・川越町内」、「隣接する建設事務所管内」とあるのは「四日市市・川越町に隣接する市町」と読み替えることとする。

(3) 本工事の落札者決定方式が施工体制確認型総合評価方式である場合は、次に掲げる条件を全て満たしている者とし

ます。ア 技術資料届出書及び別表で指定する全ての技術資料を提出していること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

b 現場代理人としての実績

別表で指定する技術者要件を満たすもののうち、公共機関等が発注した工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をい

います。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「コリンズ」といいます。）に現場代理人として登録された者に限

ります（以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。）。なお、対象となる工事が、工場製作を含む工事であつて、工場製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置し、工場と現地

で工事の現場が移行する時点において主任技術者等を交代している場合は、当該工事の現地施工期間において完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をい

ます。(4) 三重県公共工事共通仕様書1－1－1－46の規定による主任技術者等であること（ただし、別表で指定する建設工事の種類が三重県公共工事共通仕様書に規定する9業種である場合。）。なお、経常建設共同企業体にあつては、国家資格を有すること。

(7) 監理技術者にあつては、本工事で求める建設業の許可業種に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(e) 本工事が建設業法第26条第3項に該当し、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の届出を求めるとき（別表で指定しています。）は、本工事の参加申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

また、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、入札時に配置予定技術者の提出を求めないときは、契約日（本工事の契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第16号）に基づき四日市港管理組合議会の議決に付さなければならない案件（以下「議決案件」といいます。）である場合（別表で指定しています。）は「本契約日」）以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属企業の変更があつた場合には、変更前の所属企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後の所属企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみな

します。(4) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等（以下「専任特例1号」という。）と同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号」という。）及び同法第26条の5の規定の適用を受ける主任技術者等（以下「専任特例営業所技術者」という。）の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。なお、要件のうち、「同一建設事務所管内」とあるのは「四日市市・川越町内」、「隣接する建設事務所管内」とあるのは「四日市市・川越町に隣接する市町」と読み替えることとする。

(3) 本工事の落札者決定方式が施工体制確認型総合評価方式である場合は、次に掲げる条件を全て満たしている者とし

ます。ア 技術資料届出書及び別表で指定する全ての技術資料を提出していること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。

イ 配置予定技術者の工事実績等「技術者の能力」についての評価項目を設定しているときは、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名の記載があること。